

—初めて障害福祉のお仕事に挑戦するあなたを応援します—



令和7年度埼玉県

障害福祉分野 就職支援金貸付

のご案内

はじめて障害福祉のお仕事に就職する方へ**就職支援金をお貸しします**。埼玉県内の障害福祉サービス事業所・施設等で障害福祉職員として**2年間従事した場合**、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

◆貸付額◆

最大

20万円

障害福祉職員として就職するにあたって、必要な経費として利用可能です(生活費を除く)

詳細は裏面を
チェック！

◆貸付金の使用例◆

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る情報収集、参考図書等の購入費
- ・ 障害福祉職員等として働く際に必要となる服や靴
- ・ 転居を伴う場合に必要となる費用
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 等



問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 育成資金課
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-824-3370

令和7年度版

◆貸付対象◆ 以下の①、②両方を満たす方が対象です。

①	令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に埼玉県内の障害福祉サービス事業所・施設等(※)に障害福祉職員として就職(内定含む)している。 ※ 生活介護事業所、就労継続支援事業所、グループホーム等が該当します。 詳しくは、お問い合わせください。 ⚠ 障害福祉サービスの事業所番号の無い事業所等は対象外です。 ⚠ 介護保険サービス事業所等の場合は、介護分野就職支援金貸付をご検討ください。
②	令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にアからクの研修のいずれかを修了もしくはケの資格を取得している。 ア)介護職員初任者研修 イ)介護職員実務者研修 ウ)居宅介護職員初任者研修 エ)障害者居宅介護従事者基礎研修 オ)重度訪問介護従業者養成研修【基礎課程、統合課程、行動障害支援課程のうちいずれか】 カ)同行援護従業者養成研修【一般課程または応用課程のうちいずれか】 キ)行動援護従業者養成研修 ク)強度行動障害支援者養成研修【基礎研修と実践研修の両方】 ケ)介護福祉士

※ ただし、上記①の事業所又は施設等に、障害福祉職員として就労した日又は②の研修の修了日もしくは資格取得日のいずれか一方が令和6年4月1日から令和7年3月31日までである場合も令和7年度の申請対象となります。

		①就職日	
		令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日
② 研修修了日 資格取得日	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	× 申請対象外	○ 申請対象
	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	○ 申請対象	○ 申請対象

※ 研修修了前(ただし、研修の受講が決定していること)、就職前(ただし、内定していること)でも申請いただけますが、**貸付金の送金は、研修修了後または資格取得後に業務に従事していることを提出書類により確認してからとなります。**

◆返還免除の要件◆

研修終了後または資格取得後、埼玉県内の障害福祉サービス事業所・施設等において**2年間引き続き障害福祉職員として従事した場合**(在職期間:730日以上、業務従事期間:360日以上)

◆留意事項◆

- 貸付予定人数は、53名です。
- 貸付の決定には審査があります。
- 貸付には連帯保証人が必要です。

◆貸付の申請方法◆

特定記録郵便等による郵送

埼玉県社会福祉協議会のホームページから申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類をすべて揃え、福祉人材センターに郵送してください。

申請期限:令和8年3月31日(必着)

◆福祉人材センターへの届出・登録方法◆

「介護職員初任者研修」及び「介護職員実務者研修」を修了された方もしくは「介護福祉士」資格を取得された方は、福祉人材センターに届出をお願いします。

「福祉のお仕事」で検索又は二次元コードからアクセスし、登録してください。

FUKUSHI-JOB SEARCH
福祉のお仕事



「届出をする」
をクリック!



～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

二次元コードからもアクセス可能です →

